

# 生活協同組合共立社 商品券利用約款

## (目的・適用)

第1条 この約款は、生活協同組合 共立社（以下、「生協」といいます）が発行する商品券について商品券の所持者（以下「利用者」といいます）の利用に関するルールを定めます。

## (商品券が利用できる場合)

第2条 利用者は、商品券を利用可能な生協のセンター及びセンター内の専門店、共同購入支部及び支部所属のステーションで、券面記載のご利用可能金額の範囲内で、代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、生協またはセンター内の専門店が利用できないものとして指定した商品等(商品券、印紙、切手、ハガキ等)の代金のお支払いにはご利用いただけません。また、商品券をご利用になれるセンター内の専門店は、増減することがあります。

## (商品券が利用できない場合)

第3条 次の場合には、商品券をご利用いただくことはできません。

- 1、商品券が、偽造、変造その他不正行為に係るものであるとき。
- 2、組合員が商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された商品券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
- 3、商品券の破損、汚損等により、取扱店舗で商品券を真券と認識することができないとき。
- 4、商品券の破損、汚損等により、証票番号の照合ができないとき。
- 5、商品券の裏面に記載されている「切り離し無効」欄同様に切り離しがされているもの。

## (商品券を再交付する場合)

第4条 商品券の破損または変形等のため商品券の読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、利用者は、生協が求める方法でその商品券をご提出いただくことにより、商品券の再交付を受けることができます。ただし、その原因が故意によるものと認められる場合には、再交付はいたしません。

## (商品券の再交付をしない場合)

第5条 商品券は、盗難、または紛失された場合等には、再交付いたしません。また、利用者に生じた損失については、生協はその責を負わないものとします。

## (換金等の原則禁止)

第6条 商品券は、現金及び他商品券との引換えはできません。

- 2、利用者の事情によらず商品券の利用が著しく困難になったと認められた場合には、前項の定めにかかわらず、生協は、生協が定める方法で商品券をご提出いただくことにより、券面金額の払い戻しを受けることができます。

(商品券発行に伴う供託)

第7条 生協は、資金決済法第14条第1項に基づき、基準日未使用残高(毎年3月31日および9月31日における前払式支払手段の未使用残高で、資金決済法第3条第2項の規定に基づいて算出した額)の2分の1以上の額の発行保証金を山形地方法務局鶴岡支局に供託しています。また、万が一の場合、利用者は、資金決済法第31条の規程に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

(協議解決)

第8条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第9条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第10条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 電子メールの送信等の電磁的方法
- ② Webサイトへの掲示
- ③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

1 本約款は、2020年3月16日より施行する。

2 2021年8月2日 一部改正

3 この約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。